



平成27年5月15日

各 位

会社名：株式会社じもとホールディングス
（コード番号：7161 東証第一部）
代表者名：取締役社長 栗野 学
問合せ先：常務取締役総合企画部長 坂本 行由
（TEL. 022-722-0011）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成27年6月24日開催予定の第3期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、定款の定めにより責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更となりますので、業務執行取締役等でない取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第40条及び第49条の規定の一部を変更するものです。

なお、定款第40条の一部変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第39条 （ 条文省略 ） （取締役の責任免除および責任制限） 第40条 （ 条文省略 ） ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第1条～第39条 （ 現行どおり ） （取締役の責任免除および責任制限） 第40条 （ 現行どおり ） ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（ <u>業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。</u> ）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第41条～第48条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除および責任制限)</p> <p>第49条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>賠償責任</u>の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第50条～第53条 (条文省略)</p>	<p>第41条～第48条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除および責任制限)</p> <p>第49条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第50条～第53条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月24日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成27年6月24日 (予定)

以 上